(別 添)

# 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)

- (注1)主な追加・変更等に関連する部分のみ抜粋。
- (注2)追加・変更等の箇所には、取消線又は下線を付している。

#### 3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
	【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準 及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準( 印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当 該品目について定める判断の基準( 印)を適用する。また、適用箇所を 定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。
<u>印箱</u>	
<u>公印</u>	
メディアケース (FD・CD・M O用)	【判断の基準】       次のいずれかの要件を満たすこと。       文具類共通の判断の基準を満たすこと。       厚さ 5mm程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。       植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
O A フィルター <del>(デスクトップ (C R T・液晶)</del> <del>用)</del> (枠あり)	【判断の基準】
<u>鍵かけ</u>	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
  - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファ

イル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号)第4条に定められた係数とする。
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 8 市場において文具類に係る判断の基準を満足する製品が増加していること、及びさらなる環境負荷低減を図るため、紙を主材料とする品目、木を主材料とする品目、プラスチックを主材料とする品目及びこれらの材料が複合された品目の判断の基準について、次年度検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする(具体的な品目については第3回検討会までに検討を実施)。

- 5. OA機器
- 5 1 コピー機等
- (1) 品目及び判断の基準等

コピー機

#### 【判断の基準】

< 共通事項 >

複合機

古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。

拡張性のあるデ ジタルコピー機

#### <個別事項>

コピー機

- ア.コピー機(毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。)にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと(表1中「」の欄にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。)。
- イ.大判コピー機(カラーコピー機能を有するものを除く。) にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。

#### 複合機

複合機(大判複合機を除く。)にあっては表4に示された区分ごとの基準、大判複合機にあっては表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。

- ア.複合機(大判複合機を除く。)にあっては、表4に示された区分 ごとの基準を満たすこと。
- <u>イ.大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u>

拡張性のあるデジタルコピー機

- ア.拡張性のあるデジタルコピー機(拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。)のうちカラーコピー機能を有するものにあっては表6に示された区分ごとの基準、それ以外のもの(毎分86枚以上の複写が可能なものを除く。)にあっては表1に示された区分ごとの基準を満たすこと(表1中「」の欄にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。)。
- イ.拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表7に示された 区分ごとの基準を満たすこと。

#### 【配慮事項】

トナーカートリッジ方式の場合、使用済<u>トナー</u>カートリッジの回収及 び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない 部分については適正処理されるシステムがあること。

使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。

資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。

分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

<del>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</del>

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄

時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

特定化学物質についての使用が制限されたコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機(以下、「コピー機等」という。)であること、又は、リユースに配慮したコピー機等であること。ただし、リユースに配慮したコピー機等については特定化学物質についての使用制限は適用しないこととし、表1~7の基準(平成17年度基準)を満たすものであること。

- 備考)1 表1中「」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び 「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
  - 2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 4 今後、次の事項について検討を行うこととする。
    - 一度使用された製品からの再使用部品が相当程度使用されている製品について、再使用 部品の利用率の観点から、判断の基準への追加
    - <u>実使用を考慮した時のエネルギー消費効率に影響する低電力モード又はオフモード(ス</u> リープモード)からの復帰時間について、判断の基準の見直し
  - 4 特定化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテル(デカプロモジフェニルエーテルを除く。)をいう。
  - 5 特定化学物質の使用については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 6 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維 持され、そのシステムから製造されたものであり、「部品リユース型機」又は「再生型機」 を指す。
    - 1)「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品 質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
    - 2)「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定 品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
  - 7 配慮事項の については、次年度に、判断基準への格上げを検討する。
  - 8 今後、トナーカートリッジ(インクジェット用インクカートリッジを含む。)の特定調達 品目への追加の適否を検討することとする。

表 1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM:1分		基準エネルギー消費効率			
当たりのコピー枚数)	A4 機	B4 機	A3 機	A3Y 機	コピー機能
0 < CPM 10	11				推奨
10 < CPM 20	17		55		
20 < CPM 30			99		必須
30 < CPM 40			125		
40 < CPM 50			176		
50 < CPM 60			205		
60 < CPM 70			257		
70 < CPM 80			286		
80 < CPM 85			369	483	

- 備考)1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれ A4 判の短辺、B4 判の短辺、A3 判の短辺及び A3 判の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
  - 2 「コピー速度」とは、A4 判普通紙へ連続複写を行った場合の 1 分当たりのコピー枚数をいう。
  - 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。
  - 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える ことができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。
  - 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える ことができることをいう。以下表 2 について同じ。
  - 6 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律 第 49 号)に基づく通商産業省告示第 193 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費 効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準(表1「」印部分)

コピー速度 (CPM:1分当たりのコ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復 <del>制時間</del>	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピ 一機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	3.85 × CPM+5W	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	3.85 × CPM+5W	15分	30 秒 (推奨)	20W	90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。 両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。

A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。

A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現

される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。

- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態 をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第 2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復 <del>制時間</del>	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	3.85 × CPM+5W	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

#### 表 4 複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復 <del>制時間</del>	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移 <sup>7</sup> 時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	3.85 × IPM+50W	30 秒	80W	60分	必須
44 < I PM 100	3.85 × IPM+50W	30 秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	3.85 × IPM+50W	30 秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての 1 分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表 5 から 7 について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を 2 枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

- 一画像は、A4 サイズ又は  $8.5" \times 11"$  サイズの用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。
- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下 表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える ことができることが望ましいことをいう。以下表 6 について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える ことができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について

#### 表 5 大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1 分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復開時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	4.85 × IPM+50W	30 秒(推奨)	105W	90分

#### 表 6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復 <del>剛時間</del>	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	3.85 × IPM+5W	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	3.85 × IPM+5W	30 秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	3.85 × IPM+5W	30 秒(推奨)	20W	120分	必須

#### 表 7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(IPM:1分 当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復制制制	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	4.85 × IPM+45W	-	100W	90分

#### (2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

#### 5 - 2 プリンタ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### プリンタ

#### 【判断の基準】

# プリンタ / ファ クシミリ兼用機

プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機 (A3サイズ、A4サイズ 等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。)にあっては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。

カラープリンタ(A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの)にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。

A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあっては、表3に示された基準を満たすこと。

大判プリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。

古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。

#### 【配慮事項】

使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再 生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分について は適正処理されるシステムがあること。

使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラス チックが可能な限り使用されていること。

紙の使用量を削減できる機能を有すること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2 サイズ又は 17" x 22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 3 【判断の基準】 ~ において 2000 年 10 月 31 日までにその出荷が開始された製品については、表 5 に示された基準を満たすこと。
  - 4 今後、トナーカートリッジ(インクジェット用インクカートリッジを含む。)の特定調達 品目への追加の適否を検討することとする。

表 1 プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

備考) 1 「印刷速度」とは、1 分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表 2 、 4 及び 5 について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4 サイズの用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの 1 分当たりの印刷枚数を次のように A4 サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A2 サイズの用紙は、印刷枚数を 4 倍すること。

A1 サイズの用紙は、印刷枚数を 8 倍すること。

A0 サイズの用紙は、印刷枚数を 16 倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現 される低電力状態をいう。以下、表 2 から 5 についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成 13 年 3 月 30 日 平成 13・03・23 資第 5 号) 別表第 2 による。以下表 2 から 5 について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満 たすものとする。以下表2から5について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、 表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになって も、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表 2 から 5 について同じ。
- 7 20PPM 以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001 年 10 月 31 日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の基準値に 5W を加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表 2 カラープリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

備考) 10PPM 以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001 年 10 月 31 日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の基準値に 5W を加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

# 表 3 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

備考) 2001 年 10 月 31 日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の 基準値に 2W を加えることができるものとする。

#### 表 4 大判プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

# 表 5 プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 ( PPM:1 分当たりの印刷枚数 )	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM, 及びハイエンドカラープリンタ	60分	<b>45</b> W

#### (2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ / ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

#### 5-6 ディスプレイ

#### (1) 品目及び判断の基準等

# ディスプレイ 【判断の基準】

表に示された基準を満たすこと。

動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。

#### 【配慮事項】

使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。

一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

資源の有効な利用の促進に関する基本方針に位置付けている特定の 化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有 情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が 可能な製品であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、電子計算機の表示装置として使用 する標準的なものとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現 される最初の低電力状態をいう。
  - 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
  - 3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第 2による。
  - 4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。
  - 5 特定の化学物質の含有情報は、資源の有効な利用の促進に関する基本方針による他、商 品環境情報提供システム、エコリーフ、製造事業者からの情報提供等の既存の環境情報提 供によってもよい。

【以下、変更なし】

# 5 - 9 記録用メディア

# (1) 品目及び判断の基準等

#### 記録用メディア

# 【判断の基準】

次のいずれかの要件を満たすこと [判断の基準はケースに適用]。 再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。

<u>厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ (スピンドルタイプなど)であること。</u>

植物を原料とするプラスチックが使用されていること。

紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。

#### 【配慮事項】

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD ±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

#### (2) 目標の立て方

<u>当該年度の記録用メディアの調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)</u> の割合とする。

#### 5 - 10 電池

#### (1) 品目及び判断の基準等

# <u>一次電池又は小</u> 形充電式電池

# 【判断の基準】

次のいずれかの要件を満たすこと。

一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持 続時間を下回らないこと。

小形充電式電池 (二次電池)であること。

#### 【配慮事項】

使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、日本工業規格 C8500 の表 2 に規定する形状及び寸法を表す記号のうち「固有の記号」R20(単1形) R14(単2 形) R6(単3形)又はR03(単4形)とする。
  - 2 「最低平均持続時間」は、日本工業規格 C8501 又は C8511 に規定する方法に準拠して測定するものとする。

#### 表 一次電池に係る最低平均持続時間

	取せの選択	<u>負荷抵抗</u>	最 低 平 均	持続時間
固有の記号	<u>形状の通称</u> <u>(参考)</u>	<u>貝刊加加</u> ( )	如帝	12か月貯蔵後及び
	<u>(85)</u>		<u>初 度</u>	使用推奨期間内
		<u>2.2</u>	<u>810分</u>	<u>725分</u>
		<u>3.9</u>	<u>25時間</u>	<u>22時間</u>
<u>R20</u>	<u>単1形</u>	<u>10</u>	<u>81時間</u>	<u>72時間</u>
		<u>2.2</u>	<u>15時間</u>	<u>13時間</u>
		<u>1.5</u>	<u>450分</u>	<u>405分</u>
		<u>3.9</u>	<u>770分</u>	<u>690分</u>
<u>R14</u>	単2形	<u>6.8</u>	<u>23時間</u>	<u>20時間</u>
10.14		<u>20</u>	<u>77時間</u>	<u>69時間</u>
		<u>3.9</u>	<u>12時間</u>	<u>10時間</u>
		<u>43</u>	<u>60時間</u>	<u>54時間</u>
	<u>単3形</u>	<u>3.9</u>	<u>4.0時間</u>	<u>3.6時間</u>
<u>R6</u>		<u>10</u>	<u>11.5時間</u>	<u>10.0時間</u>
		1000mA(放電電流)	<u>200回</u>	<u>180回</u>
		<u>24</u>	<u>31時間</u>	<u>27時間</u>
		<u>5.1</u>	<u>130分</u>	<u>115分</u>
<u>R03</u>	<u>単4形</u>	<u>24</u>	<u>14.5時間</u>	<u>13.0時間</u>
		<u>10</u>	<u>5.0時間</u>	<u>4.5時間</u>
		<u>75</u>	<u>44時間</u>	<u>39時間</u>
		600mA (放電電流)	<u>140回</u>	<u>125回</u>

# (2) 目標の立て方

当該年度の電池(単1形から単4形)の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の 数量(個数)の割合とする。

- 6.家電製品
- 6-1 電気冷蔵庫等
- (1) 品目及び判断の基準等

#### 電気冷蔵庫

#### 【判断の基準】

# 電気冷凍庫

# <del>表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された値を上回らない</del> <del>こと。</del>

# 電気冷凍冷蔵庫

――冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

—\_\_冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン( いわゆる代替 フロン ) が使用されていないこと。

#### 【配慮事項】

冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が 使用されていること。

資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

資源の有効な利用の促進に関する基本方針に位置付けている特定の 化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有 情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が 可能な製品であること。

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷 凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 特定の化学物質の含有情報は、資源の有効な利用の促進に関する基本方針による他、商品環境情報提供システム、エコリーフ、製造事業者からの情報提供等の既存の環境情報提供よってもよい。

#### 表電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分		<u>基準エネルギー消費効率の</u> <del>算定式</del>
電気冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	E=0.427(k\\h/年·L)
电火//マル/半	冷気強制循環方式のもの	× Vadj (L)+178(kWh/年)
電气公讳度	冷気自然対流方式のもの	E=0.281(kWh/年•L)
電気冷凍庫	冷気強制循環方式のもの	× Vadj (L)+353(kWh/年)
電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	E=0.433(kWh/年•L)
		× Vadj (L)+320(kWh/年)
	冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの	E=0.507(kWh/年·L)
	<del>7年以近前順級月載のもので特定技術を使用したもの</del>	× Vadj (L)+147(kWh/年)
	冷気強制循環方式のもので上段以外のもの	E=0.433(kWh/年•L)
		× Vadj (L)+340(kWh/年)

#### <del>備考</del>) 1 E及びVadjは、次の数値を表す。

E:年間消費電力量(単位:kWh/年)

Vadj:調整内容積(単位:L)

- 冷凍室がスリースター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-18 以下)の電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫にあっては、次式によって求めた数値

Vadi=2.15×V(冷凍室の定格内容積)+V(冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

<u>〜冷凍室がツースター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-12 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあっては、次式によって求めた数値</u>

Vadi=1.85×V(冷凍室の定格内容積) + V(冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

- 冷凍室がワンスター室タイプ (平均冷凍負荷温度が-6 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあっては、次式によって求めた数値

Vadj=1.55×V(冷凍室の定格内容積)+V(冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

- 2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 3 年間消費電力量の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省 告示第 704号(平成 11 年 12 月 22 日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

#### (2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

- 7.エアコンディショナー等
- 7-1 エアコンディショナー
- (1) 品目及び判断の基準等

# エアコンディショナー

#### 【判断の基準】

冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表 1 に示された区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率を下回らないこと。冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表 2 に示された区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

#### 【配慮事項】

資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

資源の有効な利用の促進に関する基本方針に位置付けている特定の 化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有 情報が容易に確認でき、かつ、廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が 可能な製品であること。

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が 28kW を超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制 御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気 装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機 器を駆動する構造のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 特定の化学物質の含有情報は、資源の有効な利用の促進に関する基本方針による他、商 品環境情報提供システム、エコリーフ、製造事業者からの情報提供等の既存の環境情報提 供によってもよい。

【以下、変更なし】

- 8. 温水器等
- 8 1 電気給湯器
- (1) 品目及び判断の基準等

#### 電気給湯器

#### 【判断の基準】

ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

#### 【配慮事項】

分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

# 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電気給湯器」は、タンク容量が 2 4 0 L以上のものと する。

21 成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数(COP) = 定格加熱能力/定格消費電力

定格加熱能力:ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時

に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱 を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位:kW)

定格消費電力:ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時

に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位:kW)

#### 表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件(単位: )
外気温度(DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度:ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位: )

出湯温度:ヒートポンプユニットの出口温度。(単位: )

3.2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### (2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

#### 9 - 2 <del>蛍光管</del>ランプ

#### (1) 品目及び判断の基準等

# 蛍光管 (直管型:大きさ の区分 40 形蛍光 ランプ)

#### 【判断の基準】

次のいずれかの要件を満たすこと。

高周波点灯専用形(Hf)であること。

ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。

- ア.エネルギー消費効率は、ランプ効率で80Im/W以上であること。
- イ.演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。
- ウ. 管径は32.5(±1.5) mm 以下であること。
- エ.水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。
- オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。

#### 【配慮事項】

<u>使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部</u>分については適正処理されるシステムがあること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 電球形ランプ

#### 【判断の基準】

使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を 満たすこと。

LED ランプである場合は、定格寿命は 30,000 時間以上であること。 LED 以外の電球形ランプ(電球形蛍光ランプを含む。)である場合は、 以下の基準を満たすこと。

- ア.エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40 lm/W 以上であること。
- イ.電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。
- ウ. 定格寿命は6,000 時間以上であること。

#### 【配慮事項】

<u>使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部</u> 分については適正処理されるシステムがあること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。

<u>備考) 蛍光ランプに係る耐点滅寿命の観点から、人感センサーなど点滅頻度が相当程度高い使用条件等の場合は、必ずしも上記判断の基準に依らず、用途に適したランプを選択して使用すること。</u>

#### (2) 目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型:大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

<u>各品目ごとの当該年度における調達総量(本数又は個数)に占める基準を満たす物品の</u> 数量(本数又は個数)の割合とする。

# 10-2 ITS対応車載器

# (1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車載 器	【判断の基準】  ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
VICS対応車         載機カーナビゲ         ーションシステ         ム	【判断の基準】 道路交通情報通信システム(VICS)に対応し、光ビーコン、電波ビーコン及びFM多重放送の3つのメディアのいずれからも道路交通情報を受信することが可能であり、当該情報を車載モニター上に表示する装置であること。走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる装置であること。
	<u>ここ。</u> <u>走行中の自動車の現在位置・進行方向</u> <u>周辺の道路交通状況に関する現在情報</u>

# (2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数(個数)とする。

# 10-3 タイヤ

#### (1) 品目及び判断の基準等

# 一般公用車用タイヤ

#### 【判断の基準】

<u>転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。</u> スパイクタイヤでないこと。

#### 【配慮事項】

製品の長寿命化に配慮されていること。

走行時の静粛性の確保に配慮されていること。

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

- <u>備考)1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。</u>
  - 2 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。
  - 3 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法よるものとする。

# (2) 目標の立て方

<u>当該年度におけるタイヤの調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)</u> の割合とする。

# 10-4 エンジン油

#### (1) 品目及び判断の基準等

# <u>2 サイクルエン</u> ジン油

# 【判断の基準】

生分解度が28日以内で60%以上であること。

魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/I以上であること。

#### 【配慮事項】

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用 又は再生利用システムがあること。

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

OECD(経済協力開発機構)化学品テストガイドライン

- · 301B ( CO<sub>2</sub>発生試験 )
- ・301C (修正 MITI( )試験)
- · 301F (Manometric Respirometry 試験)

ASTM(アメリカ材料試験協会)

- ・D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- ・D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、または潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- 2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。
  - JIS(日本工業規格)
    - ·K 0102(工場排水試験方法)
    - ・K 0420-71 シリーズ(10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ(真骨類,コイ科)]に対する化学物質の急性毒性 の測定-第1部:止水法、第2部:半止水法、第3部:流水法)

OECD(経済協力開発機構)

・203(魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈)の方法などを参考に調製されたWAF(水適応性画分)やWSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間LL<sub>50</sub>値が 100mg/I以上であること。

#### (2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量(リットル)に占める基準を満たす物品の数量 (リットル)の割合とする。

# 17.公共工事

# (1)品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】
	契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す
	資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

# (2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達	分類	品目名		品目ごとの判
品目名	)] <del>/</del> A	(品目分類)	(品目名)	断の基準
公共工事	資材		建設汚泥から再生した処理土	表2
		成 上 ++ ′空	土工用水砕スラグ	
		盛土材等 	<u>銅スラグを用いたケーソン中詰</u> <u>め材</u>	
			フェロニッケルスラグを用いた ケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート塊、アスファル ト・コンクリート塊リサイク	再生加熱アスファルト混合物	
		<del>ル資材</del>	再生骨材等	
			高炉スラグ骨材	
		       コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	
		コングリード用スフク目的	銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		777777176170	鉄鋼スラグ混入アスファルト混 合物	
		路盤材	再生骨材等鉄鋼スラグ混入路盤材	

【以下変更なし】

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から 再生した処理 土	【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕ス ラグ	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は 全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土 工用材料であること。
	<u>銅スラグを用</u> <u>いたケーソン</u> <u>中詰め材</u>	【判断の基準】  ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、  砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケ ルスラグを用 いたケーソン 中詰め材	【判断の基準】  ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、  砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製 鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂 (海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
コンクリー ト塊、アスフ ァルト・コン クリート塊	<del>再生加熱アス</del> <del>ファルト混合</del> 物	【判断の基準】 - アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれて いること。
<del>リサイクル</del> 資材	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造 
アスファル ト混合物	<u>再生加熱アス</u> <u>ファルト混合</u> 物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれて いること。
	鉄鋼スラグ混 入アスファル ト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが 使用されていること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	高炉スラグ骨 材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は 全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材で あること。
	フェロニッケ ルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は 全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用さ れた骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は 全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材 であること。

	電気炉酸化ス ラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は 全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用さ れた骨材であること。
<u>路盤材</u>	再生骨材等	<u>コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</u>
	鉄鋼スラグ混 入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラ グが使用されていること。
	フライアッシ ュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量 のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】
		都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであ <u>って、製品 1</u> トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用さ <u>れてい</u> ること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において 使用するものとする。

# 舗装材 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)

#### 【判断の基準】

原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。

再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

#### 【配慮事項】

重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境 基準等に照らして問題がないこと。

#### 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず
無機珪砂(キラ)	対象
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材(汚泥を除く。)	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融ス
	ラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず
湖沼等の汚泥	対象
	1

# 再生材料を用【判断の基準】 いた舗装用ブ ロック類(プ レキャスト無 筋コンクリー ト製品)

原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同 表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用 いられたものであること。

再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用さ れている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要が ある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されて いること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利 用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとす る。

#### 【配慮事項】

重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等によ る重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境 基準等に照らして問題がないこと。

#### 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

道路照明	環境配慮型道 路照明	【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が3545%以上削減されているものであること。
		【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適 切な光源を選択すること。
製材等	製材	【判断の基準】 間伐材、林地残材又は小径木であること。
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残 材又は小径木の体積比割合が 10%以上であること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均 値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。

#### 備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以 下「製材等」という。) は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 樹種選択にあたり、やむを得ず弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得 ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

再生木質	パーティクル	【判断の基準】
ボード	ボード	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、
		使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・
	繊維板	小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植
		物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。( この場合、
	木質系セメント板	再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和
		剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木
	1 1/1X	質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を
		接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合
		率を計算することができるものとする。)
		居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均
		値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

備考) ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

<u>ビニル系</u> 床材	<u>ビニル系床</u> 材	【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上 使用されていること。ただし、JISA5705(ビニル系床材)に規定 する種別PFを除く。
		【配慮事項】 工事施工時に発生する端材が回収され、再生利用のための仕組み が整っていること。
配管材	排水 <u>・通気</u> 用再生硬質 塩化ビニル 管	【判断の基準】 建物屋内外の排水及び通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用 済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30% 以上使用されていること。
		【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるためのシステムが整って いること。

備考)「排水<u>・通気</u>用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

【以下、変更なし】

# 表4【工法】

	1	
品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土 有効利用工法	低品質土有効 利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再 生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。 再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。

【以下、変更なし】

# 18-3 食堂

# (1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ごみを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。
	繰り返し利用できる食器が使われていること。
	【配慮事項】 生ごみ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
	生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみ と一緒にコンポスト処理されること。

# (2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

#### 18-4 自動車専用タイヤ更生

# (1) 品目及び判断の基準等

# 自動車専用 タイヤ更生

#### 【判断の基準】

第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ (ケーシング)に、 踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命にお ける使用を可能にするものであること。

#### 【配慮事項】

ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化<del>及び走行時の静粛性の確保</del>に配慮されていること。

走行時の静粛性の確保に配慮されていること。

—\_製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、日本工業規格 D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

#### (2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

# 18-6 庁舎管理等

# (1) 品目及び判断の基準等

#### 庁舎管理

#### 【判断の基準】

#### < 共通事項 >

#### 清掃

<u>庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合</u> は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。

#### <個別事項>

#### 庁舎管理

空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提言が行われるものであること。 清掃

- ア.洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、 資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又 は石けんが使用されるていること。
- <u>イ.ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)生ご</u> み、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。

#### 【配慮事項】

- 庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。
- 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- <u>ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及</u> <u>び対応方策について提言を行い改善に努めること。</u>

補充品等は、過度な補充を行わないこと。

庁舎管理又は清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品 目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル 全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

# (2) 目標の立て方

<u>当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理</u> 業務及び清掃業務の件数の割合とする。